

商工会ニュースやまだ



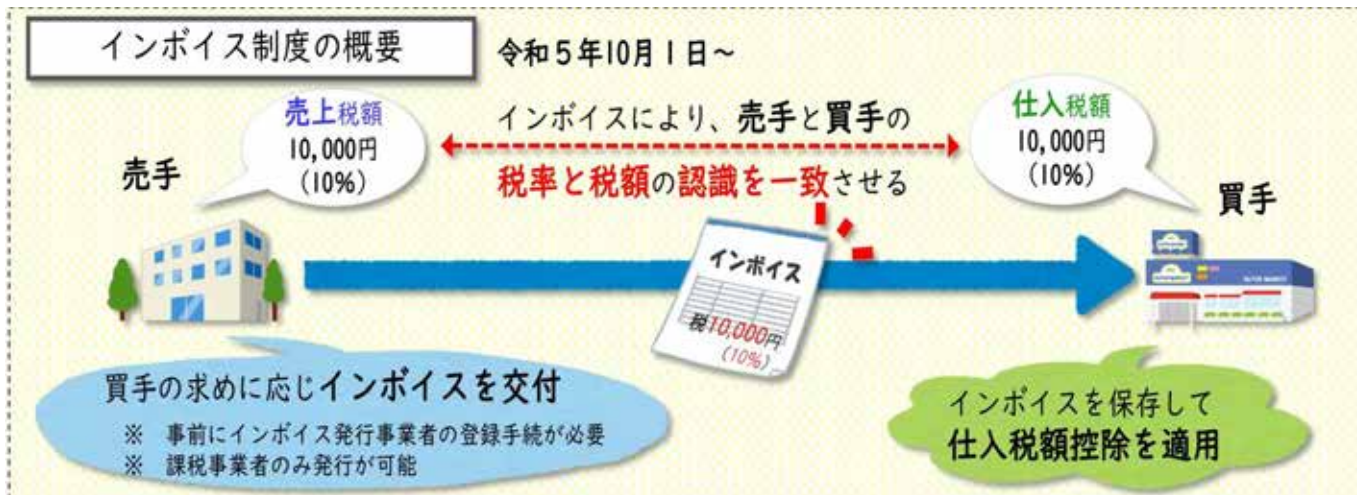
【山田の秋祭り（山田町中央公園）】

目 次

- 消費税インボイス制度開始
- 小規模事業者持続化補助金のご案内
- 最低賃金のお知らせ
- 中小企業退職金共済
- 岩手県景気動向指数・小規模企業景気動向調査

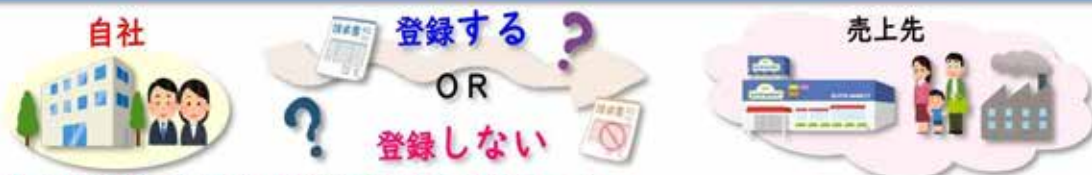
消費税インボイス制度開始

令和5年10月1日にインボイス制度が開始されました。インボイス発行事業者になる場合は、登録申請を行う必要があります。現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業内容等に応じて、登録の可否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。



インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

登録編



まずはインボイス発行事業者の登録可否の判断から…

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

□ 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者、簡易課税制度を選択している又は2割特例※1により申告する課税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。※1 納付税額を売上税額の2割とする特例
- 上記以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要※2ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合（80%・50%）を控除できます。
 - ※2 一定規模以下の事業者においては、課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる（少額特例）ため、インボイスの保存は必要ありません。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

令和5年度税制改正
（2割特例・少額特例）
関係



□ 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります（2割特例や簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます）。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合（80%・50%）が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

□ 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 登録を受ける場合は、登録申請手続を行う必要があります。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

売手編



次に**売手としての準備**に取りかかりましょう

☐ 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう

- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- 都度「納品書」の交付が、月締め「請求書」の交付が、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

☐ 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう

- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うことになります。
- 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
- 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。

☐ 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう

- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っているとなれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。

☐ インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。(売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。)

☐ 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

買手編



その次に**買手としての準備**に取りかかりましょう

☐ 2割特例や簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

- 2割特例や簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です(よって、以下の項目は検討不要)。

☐ 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう

- 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
- 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。
- 一定規模以下の事業者は、1万円未満の取引について帳簿のみの保存で仕入税額控除が受けられるため、インボイスの保存が不要です(ただし、経過措置終了後である令和11年10月1日以降の取引は、インボイスが必要となります)。

☐ 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。

☐ 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

- 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置(80%・50%控除)の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

☐ 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

- インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
- インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
- 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。(売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。)

小規模事業者持続化補助金のご案内

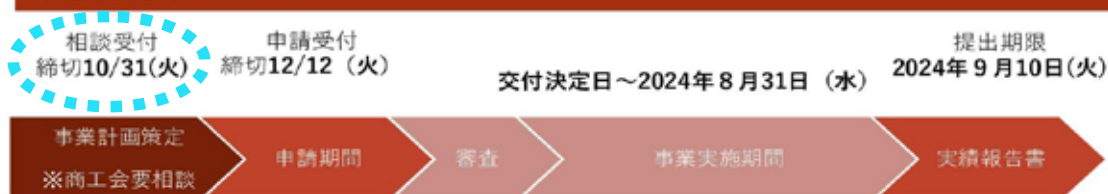
小規模事業者が経営計画を自ら策定し、商工会の支援を受けながら取り組む販路開拓や、地道な販路開拓等と併せて行う業務効率化に必要な費用の一部に対して、支援を受けられる補助金です。

対象となる事業者は、常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）は

5人以下）の小規模事業者です。

事業計画の策定には期間を要しますので希望される方は、**10月31日（火）までに**商工会へご相談ください。

申請受付等スケジュール



補助率・補助上限額

免税事業者から適格請求発行事業者に転換する事業者（インボイス転換事業者）を対象に、全ての枠で一律に50万円の補助上限が上乗せになります。

	通常枠	特別枠			
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2 / 3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は 3 / 4)				
補助上限	50万円	200万円			
インボイス 特例	50万円※ ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ				

特別枠の申請要件

特別枠	要 件
賃 金 引 上 げ 枠	事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者
卒 業 枠	小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者
後 継 者 支 援 枠	アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
創 業 枠	過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者
インボイス特例	免税事業者のうち適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者

※過去の公募回において、「インボイス枠」で採択され事業を実施した事業者は、「インボイス特例」の対象外です。
※申請要件等の詳細は、公募要領等をご確認ください。

補助対象経費

補助対象経費科目	活用事例
①機械装置等費	補助事業の遂行に必要な製造装置の購入等
②広報費	新サービスを紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等
③ウェブサイト関連費	ウェブサイトやECサイト等の構築、更新、改修、開発、運用に係る経費
④展示会等出展費	展示会・商談会の出展料等
⑤旅費	販路開拓（展示会等の会場との往復を含む）等を行うための旅費
⑥開発費	新商品の試作品開発等に伴う経費
⑦資料購入費	補助事業に関連する資料・図書等
⑧雑役務費	補助事業のために臨時的に雇用したアルバイト・派遣社員費用
⑨借料	機器・設備のリース・レンタル料（所有権移転を伴わないもの）
⑩設備処分費	新サービスを行うためのスペース確保を目的とした設備処分等
⑪委託・外注費	店舗改装など自社では実施困難な業務を第三者に依頼（契約必須）

最低賃金のお知らせ

令和5年10月4日から最低賃金が上がりました。

岩手県最低賃金 **893円**（時間額） ※前年比39円UP[△]

確認の方法は？ | 確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	時間給 円	≧	最低賃金額(時間額) 円
2 日給の場合	日給 円	÷ 1日の平均所定労働時間 時間	= 時間額 円 ≧ 最低賃金額(時間額) 円
3 月給の場合	月給 円	÷ 1か月の平均所定労働時間 時間	= 時間額 円 ≧ 最低賃金額(時間額) 円
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合 ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)		

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
 ①臨時に支払われる賃金(臨時手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥特約手当、通勤手当および家族手当
 (※2) 詳細な計算方法や、多給給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金 最大 600万円を助成

業務改善助成金コールセンター ☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら [業務改善助成金](#) [検索](#)

「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

1 支給の要件

- 事業場内最低賃金の引上げ
- 引上げ後の賃金額の支払い
- 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

2 助成金支給までの流れ

- 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 支給

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル連携(A)

この助成金は、労働局のホームページで検索できます。(R5.9)

中小企業退職金共済

事業主さん

安心・有利・手軽な

国の退職金制度を活用しませんか。

中退共 中小企業退職金共済制度

詳しくはホームページをご覧ください。
[中退共](#) [検索](#)

国の退職金制度
 掛金の一部を国が助成します。

掛金は全額非課税
 手数料もかかりません。

外部積立型で管理も簡単
 退職金試算額などをお知らせします。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

岩手県景気動向指数

新規求人数(上段)及び新規求人倍率(下段)(人、倍)

	4年 9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
岩手県	10,815	11,421	11,111	10,759	12,198	11,628	10,445	9,824	10,747	9,939	9,886	11,231
季節調整値	2.15	2.22	2.20	2.09	1.96	2.13	2.00	1.92	2.16	1.98	1.92	2.10
宮古	517	574	532	530	710	568	504	549	423	399	481	419
	1.82	2.00	1.87	2.13	2.11	0.89	1.17	1.52	1.33	1.31	1.97	1.77

出典:岩手労働局

所定外労働時間(全産業)(月当り時間)

	4年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
岩手県	12.3	11.8	11.8	11.2	10.8	11.1	10.7	10.5	10.5	10.6	11.2	11.3

出典:岩手県ふるさと振興部

常用雇用指数(全産業)(令和2年=100)

	4年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
岩手県	100.8	100.7	99.9	101.1	101.4	102.3	102.8	103.0	103.5	103.0	102.1	101.8

出典:岩手県ふるさと振興部

小規模企業景気動向調査(DI)

DI(景気動向指数)は、増加(好転)企業割合から減少(悪化)企業割合を差し引いた値です。

		5年											
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
売上額	産業全体	▲4.0	▲2.2	▲0.7	2.5	▲3.6	0.8	6.1	9.0	10.9	10.8	12.8	8.9
	製造	▲3.7	▲1.1	1.4	2.6	▲0.4	4.9	10.4	12.6	12.1	11.2	14.3	6.8
	建設	0.7	▲1.4	3.3	7.1	▲0.5	3.9	6.4	5.0	6.4	10.9	12.7	7.6
	小売	▲10.7	▲12.4	▲13.8	▲5.2	▲12.6	▲9.6	▲2.1	2.0	4.2	3.4	4.7	2.8
	サービス	▲2.3	6.0	6.2	5.5	▲1.1	3.9	9.5	16.7	20.9	17.6	19.4	18.3
採算	産業全体	▲46.0	▲46.2	▲45.2	▲42.4	▲50.5	▲45.7	▲41.0	▲36.2	▲31.6	▲29.9	▲29.5	▲32.7
	製造	▲55.6	▲54.0	▲50.1	▲49.3	▲54.9	▲51.7	▲45.2	▲36.6	▲34.1	▲32.6	▲36.2	▲36.4
	建設	▲48.1	▲53.9	▲49.0	▲40.7	▲52.3	▲45.4	▲44.3	▲42.1	▲38.1	▲35.1	▲34.6	▲37.9
	小売	▲50.6	▲50.8	▲54.9	▲49.7	▲57.1	▲50.4	▲46.5	▲42.6	▲37.0	▲34.5	▲34.6	▲35.9
	サービス	▲29.9	▲26.2	▲26.9	▲29.9	▲37.5	▲35.4	▲28.0	▲23.5	▲17.2	▲17.4	▲12.7	▲20.7
資金繰り	産業全体	▲34.9	▲35.6	▲35.0	▲32.7	▲37.7	▲35.9	▲32.7	▲28.3	▲21.2	▲23.2	▲24.8	▲28.0
	製造	▲46.0	▲42.9	▲39.3	▲37.9	▲39.9	▲38.2	▲31.1	▲27.5	▲23.7	▲25.0	▲27.4	▲29.8
	建設	▲34.4	▲37.8	▲35.5	▲30.8	▲37.8	▲34.9	▲39.8	▲34.8	▲26.1	▲31.2	▲31.6	▲38.4
	小売	▲37.7	▲40.3	▲43.9	▲38.7	▲45.9	▲43.0	▲37.5	▲34.3	▲26.6	▲25.0	▲30.3	▲29.5
	サービス	▲21.6	▲21.4	▲21.5	▲23.4	▲27.1	▲27.6	▲22.1	▲16.5	▲8.1	▲11.5	▲9.8	▲14.1
業況	産業全体	▲30.5	▲30.1	▲30.8	▲27.7	▲33.5	▲29.9	▲23.3	▲18.3	▲14.4	▲13.2	▲14.1	▲19.1
	製造	▲37.5	▲34.8	▲35.1	▲31.9	▲34.8	▲32.1	▲24.3	▲21.8	▲14.9	▲15.5	▲15.7	▲23.8
	建設	▲28.3	▲33.2	▲30.8	▲27.9	▲35.5	▲25.7	▲25.0	▲21.0	▲22.8	▲18.0	▲16.3	▲23.4
	小売	▲38.8	▲38.7	▲44.2	▲36.1	▲43.1	▲39.9	▲31.2	▲27.3	▲22.5	▲20.6	▲23.2	▲24.5
	サービス	▲17.4	▲13.7	▲13.4	▲14.7	▲20.4	▲21.8	▲12.5	▲3.1	▲2.7	1.1	▲1.1	▲4.4

出典:全国商工会連合会 産業政策部 産業政策課